

契 約 書 (案)

長崎県五島振興局長 入口 健治（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、下記のとおり複写サービス契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複合機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品等（ドラム・トナー等）を円滑に供給するとともに甲がこれに対して複写サービス料金を乙に支払うことを目的とする。

（設置機器及び設置場所）

第2条 設置機器及び設置場所は、別紙に記載のとおりとする。

（装置等の設置）

第3条 乙は、契約期間の開始日までに装置等を完全に使用できる状態で前項の設置場所に設置した後、甲の確認を受けるものとする。なお、設置に必要な荷造費、運送費、据付工事費及び現地調整に要する費用については、乙の負担とする。

2 乙は、装置等が前項の確認に合格しないときは、直ちに装置等の修補又は取替えをして甲の確認を受けなければならない。

（契約期間）

第4条 この契約期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（複写サービス料金の単価等）

第5条 複写サービス料金の単価等は、別紙に記載のとおりとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。・・・※免除の場合
乙は、契約保証金として金 円を納付する。・・・※納付の場合

（複写サービス料金の請求）

第7条 乙は、毎月末において複合機を管理する甲の係員の確認を受けて、複写枚数を算出し、第5条に規定する複写サービス料金の単価等で計算をして得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（ただし、円未満の端数は切り捨てる。）を甲に対して請求するものとする。

（複写サービス料金の支払い）

第8条 甲は、前条の規定により、適法な請求書を受理したときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定している日の2日前（「長崎県の休日を定める条例」に規定する休日を除く。）の財務会計端末 機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(契約不適合責任)

- 第 10 条 甲は、設置された装置等が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し目的物の修補、代替物の設置又は不足分の設置による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて複写サービス料金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに複写サービス料金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第 1 項又は第 3 項の規定は、設置された装置等の契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）が甲の提供した材料の性質又は甲の与えた指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 5 甲は、設置された装置等に關し、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）であるときは、当該不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、履行の追完の請求、損害賠償の請求、複写サービス料金の減額の請求及び契約の解除をすることはできない。ただし、乙が甲に装置等を設置した時において、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

- 第 11 条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 13 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、契約期間の開始日までに装置等を設置できないとき。
 - (2) 契約期間の終了日まで装置等を設置しないとき。
 - (3) 正当な理由なく、第 10 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することな

く、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 乙の債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 14 条 第 12 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第 15 条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年 9 月 13 日施行）別表 1 に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、乙は第 5 条に規定する複写サービス料金の単価等と予定複写枚数から計算をして得た月額に契約期間の月数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。以下、「契約金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第 16 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 18 条 甲は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、甲が利用した期間がある場合は、既済部分を確認の上、甲が利益を受けるものとして当該確認に合格をした業務の既

済部分に相応する複写サービス料金を乙に支払わなければならない。月の中途で解除された場合におけるその月の複写サービス料金は、日割計算によって算定した額とする。

2 甲は、業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間の開始日までに装置を設置できないとき。
 - (2) 契約期間の終了日まで装置等を設置しないとき。
 - (3) 設置された装置等に契約不適合があるとき。
 - (4) 第12条又は第13条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は契約金額（第13条第2項の規定により契約の一部が解除された場合にあっては、当該解除によって履行不能となった部分に相応する 予定複写枚数及び契約期間による）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支 払わなければならない。
- (1) 第12条又は第13条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規 定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じて、複写サービス料金に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「財務大臣が決定する率」と いう。）を乗じて計算した額（100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を乙に請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 業務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の損害賠償請求等)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請

求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 甲が故意又は重大な過失によって装置等に損害を与えたとき。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険金受領額又は受領見込額については、甲に請求しないものとする。
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第 8 条の規定による複写サービス料金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につきその遅延日数に応じ、契約締結日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(再委託の禁止)

第 22 条 乙は、この契約の履行について他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 23 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲又は乙の指示に基づいて装置等の納入、保守、管理等の業務に従事する者はその職務上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(装置等の移転)

第 24 条 甲は、装置等を設置場所から他の場所へ移転する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知するものとする。この場合の装置等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(事故の通知)

第 25 条 甲は、装置等に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(複合機の保守)

第 26 条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

- 2 前項の保守を行うため、乙は定期的に社員を派遣して点検、調整を行わなければならぬ。

- 3 複合機が故障した場合は、甲の請求により乙は直ちに社員を派遣して概ね 1 時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

- 4 前各号の修理に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第 27 条 ドラム・トナーは、乙の社員の点検又は甲の通知に基づきコピー品質維持のため、乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。

- 2 その他の消耗品等については、乙の指定する者の巡回又は甲の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき、乙は当該消耗品等を供給するものとする。

(複合機及び消耗品等の所有権)

第 28 条 複合機及び消耗品等（用紙を除く）の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

- 2 甲は複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他に流用してはならない。

(保険)

第 29 条 乙は複合機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(秘密の保持)

第 30 条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(装置等の返還)

第 31 条 甲は、契約期間の満了又は契約の解除によって終了した場合、装置等を乙に速やかに返還しなければならない。

2 装置等の返還に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 32 条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めがない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　長崎県五島市福江町 7-1
長崎県五島振興局長 入口 健治

乙

別紙

1 複写機（又は複合機）の機種及び設置場所

2 複写サービス料金

番号	モード	単価		備考
	モノクロ	1枚につき	円	消費税及び地方消費税を含まない。
	2色印刷	1枚につき	円	
	フルカラー	1枚につき	円	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害するとのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならぬ。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置

を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

契約書第9条第2項の用語の説明

<審査済入力>

支払いをするために出納員が審査・決裁したものを端末機に登録すること。

<端末機の運用時間>

出納員等が端末機に入力することができる時間のこと。

<支払いの流れ図>

